協会けんぽ福岡支部の保険料率改定のお知らせ

令和 5 年度の協会けんぽ福岡支部の保険料率(健康保険料率、介護保険料率)が改定され、 3 月分(4 月納付分)から下記のとおり変更となります。

協会けんぽ福岡支部の令和 5 年度の健康保険料率は、令和 4 年度から、0.15 ポイント引き上げとなり、引き続き全国平均(10.00%)よりも高い状況となっています。

健康保険料率は都道府県支部ごとに異なり、各支部にご加入の皆様の医療費等に基づいて算出されています。今後も、高齢化の進展等により医療費が増大する見込みであり、当協会でも、健診・保健指導の実施率向上、ジェネリック医薬品の使用促進など、医療費の適正化に努めてまいりますので、引き続き、皆さまお一人お一人のご協力をお願いいたします。

(令和5年3月分(4月納付分)から)

	改定前
健康保険料率	10.21%
介護保険料率	1.64%
(全国一律)	



	改定後
健康保険料率	10.36%
介護保険料率	1.82%
(全国一律)	1.02/0

【お問い合わせ】協会けんぽ福岡支部 企画総務グループ (TEL:092-283-7621 ガイダンス②→⑤)

令和**5**年**4**月スタート!

生活習慣病予防健診等の自己負担額がお安くなります!

一般健診【対象:35 歳~74 歳の被保険者(ご本人)】

令和4年度まで



令和5年度から

最高 7.169円

最高 5,282円

全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診は、<u>労働安全衛生法における健康</u>診断の内容に加えて、胃がんや大腸がん等のがん検査も含まれた健診です。

日本では、"大腸がん"、"肺がん"、"胃がん"が、がんで亡くなる方の上位を占めています。この機会に、協会けんぽの生活習慣予防健診を受診してみませんか。病気は、早期の発見、早期の治療が大切です。

【問い合わせ】協会けんぽ福岡支部 保健グループ (TEL:092-284-5840)